

6 1次評価結果、2次評価結果及び調整結果の開示

- ・ 評価結果確定後の面談・フィードバック時に評価結果の開示を行うこととなるが、その際にどこまでを開示対象とするのかについての例示を行うものである。(第4章の7「評価結果の開示」も参照のこと。)

開示対象・非開示対象

区 分	開 示 対 象	非開示対象
能力評価	評価項目毎の評語、評価点、合計評価点及び評価	所感
業績評価	評価項目毎の難易度、達成度、評価点、総合評価点及び評価	助言・指導の内容及び所感

「5の人事評価モデルのフロー図」では調整者で評価結果が確定した後、1次評価者が確定後の評価結果を被評価者の開示することとしているが、それは被評価者(部下職員)の育成を主に担う**直属の上司が開示することが望ましい**との考え方からである。

一方、**評価結果に対する納得性を重視する立場から、開示を行う者を2次評価者又は調整者とする**ことも考えられることから、制度設計にあたっては留意する必要がある

開示の方法については、口頭、メモの手交、人事評価シートの写し(アドバイス欄・所感欄を塗りつぶしたもの)の手交等が考えられるが、どのような方法においても、人材育成につながるような助言・指導の観点に立つ必要がある。